

国立大学法人東京農工大学研究生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学研究生規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第5条 前条の入学志願者については、当該学府教授会又は学部教授会(以下「教授会」という。)がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(研究期間)</p> <p>第8条 研究期間は、2年以内とする。ただし、当該研究課題についての研究を予定期間を超えて継続する必要があるときは、指導教員を経て、研究期間延長願(本学所定の様式による)を当該学府長又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出するとともに所定の授業料を納付し、許可を受けて、これを延長することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第5条 前条の入学志願者については、当該学府教授会、<u>連合農学研究科教授会</u>又は学部教授会(以下「教授会」という。)がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(研究期間)</p> <p>第8条 研究期間は、2年以内とする。ただし、当該研究課題についての研究を予定期間を超えて継続する必要があるときは、指導教員を経て、研究期間延長願(本学所定の様式による)を当該学府長、<u>連合農学研究科長</u>又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出するとともに所定の授業料を納付し、許可を受けて、これを延長することができる。</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (教規程第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。